

協議第53号

男鹿・湖東地区消防広域化協議会の解散及び清算事務の取扱いについて

消防事務の広域化に向けた諸課題の協議が完了し、令和8年4月1日から共同運用が開始されることに伴い、本協議会の設置目的を達成したため、令和8年3月31日をもって本協議会を解散し、解散に伴う財産および事務の取扱いについては、別紙のとおり提案する。

令和8年3月5日提出

男鹿・湖東地区消防広域化協議会  
会長 鈴木雄大

## 【別紙】

### 男鹿・湖東地区消防広域化協議会の解散および清算事務の取扱いについて

#### 1 解散の理由

本協議会は、令和6年7月1日の設置以来、男鹿・湖東地区における消防事務の広域化に向け、諸課題について鋭意協議を重ねてきた。

このたび、すべての協議事項について合意に至るとともに、運用開始に向けた諸調整も整い、令和8年4月1日から消防事務の共同運用を開始する運びとなった。

これにより、本協議会はその設置目的を達成したことから、令和8年3月31日をもって解散するものである。

#### 2 清算事務の取扱い

解散に伴う財産および事務の取扱いは、以下のとおりとする。

項目	取扱内容	備考
清算金	令和7年度収支決算の見込みに基づき清算金額を確定させ、当初の負担割合に基づき、構成5市町村へ返還する。	3月19日に振込予定 (それぞれに220,894円)
預金利息	通帳解約時の利息分については、事務の簡素化を図るため、郵便切手等に換価したうえで新組合へ承継する。	預金利息が振込された令和8年2月21日の翌日以降の利息分を切手に換価し承継
備品・公文書	協議会予算で購入した備品および設立以来の公文書類は、すべて男鹿潟上南秋消防組合へ承継する。	備品：PC3台、プリンター1台、シュレッダー1台、ICレコーダー1台

#### 3 決算事務および監査の取扱い

- (1) 令和7年度の収支決算および清算金の確定については、会長に一任するものとし、清算事務終了後、速やかに監事による監査を実施する。
- (2) 監査を経て確定した決算報告については、速やかに各市町村へ書面にて報告するものとする。